運　営　規　程

社会福祉法人 久楽会

特別養護老人ホーム　金澤備中
（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設）

特別養護老人ホーム金澤備中　運営規程

（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設）

第１章　　施設の目的及び運営方針

（目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人久楽会（以下、「法人」という。）が開設するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（以下、「施設」という）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の遵守を通じて、入所者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条　施設は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下、「ユニット」という。）ごとにおいて【地域密着型施設サービス計画】に基づき、入所者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築きながら自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

２　施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第２章　施設の名称等

第3条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

名　称　特別養護老人ホーム金澤備中

所在地　石川県金沢市材木町 21 番 21 号

第３章　職員の職種、員数及び職務内容

（職員）

第4条　施設は、「金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

	職　名	員数等その他備考
(1)	管理者(施設長)	１名（他職種と兼務できる。）
(2)	生活相談員	１名以上
(3)	介護支援専門員	１名以上（他職種と兼務できる）
(4)	看護職員	１名以上（機能訓練指導員を兼務できる）

(5)	介護職員	看護職員と合わせて常勤換算法で３：１以上
(6)	機能訓練指導員	１名以上（看護職員が兼務できる）
(7)	栄養士	１名以上
(8)	医師	１名（嘱託）
(9)	事務員	１名以上（１名は事務長とする）

２　調理員は、調理業務を委託する事業者が必要な員数を配置するものとする。

３　前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（職　務）

第5条　職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

(1)	施設長	施設長は、施設の業務を統括すると共に、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
(2)	生活相談員	生活相談員は、入所者の生活相談、面接、身上調査並びに入所者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
(3)	介護支援専門員	介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら【地域密着型施設サービス計画】を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入所者に対応する。
(4)	看護職員	看護職員は、入所者の診療の補助及び看護並びに健康管理・保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
(5)	介護職員	介護職員は、入所者の日常生活の介護、援助に従事する。
(6)	機能訓練指導員	機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
(7)	栄養士	栄養士は、献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
(8)	医師	医師は、入所者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
(9)	事務員	事務員は、庶務及び会計業務に従事する。なお、事務長は、施設長の命を受け、事務を司り、職員の指揮監督を行う。

２　日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員等を、夜間及び深夜については２ユニットごとに常時１人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第４章　利用定員

（定員）

第6条　施設の入居定員は、２９名とする。

２　前項に規定する施設の空床を、短期入所者生活介護事業に利用することができ

る。
３　施設は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない。

第５章　　入所者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

（地域密着型施設サービス計画の作成と合意）

第7条　施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画（以下、単に「サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。
２　サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
３　計画担当介護支援専門員は、サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
４　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行うものとし、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
５　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定施設サービス」という。）の目標及びその達成時期、指定施設サービスの内容、指定施設サービスを提供する上での留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成するものとする。
６　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、入所者に対する指定施設サービスの提供に当たる担当者（以下、単に「担当者」という。）に対する照会等により、当該サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
７　計画担当介護支援専門員は、サービス計画の原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得るものとする。
８　計画担当介護支援専門員は、サービス計画を作成した際は、当該サービス計画を入所者に交付する。
９　計画担当介護支援専門員は、サービス計画作成後、サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。また、サービス計画の変更については、第２項から第８項までの規定を準用するものとする。
１０　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事業のない限り、定期的に入所者に面接し、定期的にモニタリングの結果を記録するものとする。

１１　計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定を受けた場合又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、サービス計画の変更等の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

（サービスの提供）

第8条　施設は、サービスの提供にあたっては、入所者又はその家族に対して、サービス計画に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。

（サービス提供の記録と連携）

第9条　施設は、【地域密着型施設サービス計画】に則って行ったサービス提供の状況やその折の入所者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

２　施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならい。

（居室及びユニット）

第10条　施設が提供する一の居室は原則個室とし、施設が提供する居室は【重要事項説明書】に記載するとおりとする。その際、選択する居室は、入所者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が入所者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

２　ユニット数は、３とする。

３　居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

４　ユニットの定員は、２ユニットが１０人、１ユニットが９人とする。

（共同生活室）

第11条　共同生活室は、いずれかのユニットに属し、ユニットの入所者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっているものとする。

２　入所者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室には、簡易な調理設備が設置されているものとする。

（入　浴）

第12条　１週間に２回以上、入浴または清拭を行う。但し、入所者に傷病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

（排せつ）

第13条　入所者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排せつの自立について、必要な援助を行うものとする。

２　おむつを使用しなければならない入所者のおむつを適宜取り替えるものとする。

（離床・着替え・整容等）

第14条　離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

（食事の提供）

第15条　食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

２　食事の時間は、概ね次の通りとする。

（1）	朝食	午前７時００分～午前９時００分
（2）	昼食	午後０時００分～午後２時００分
（3）	夕食	午後５時００分～午後７時００分

３　あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間（２時間以内）、食事の取り置きをすることができる。

４　最低３日前に、予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

５　「特別な食事」として、通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し特別な調理を行う選択食を希望者に提供する。（また、年間を通じて、季節感あふれる元旦の御節料理、季節や行事に応じた料理を、【重要事項説明書　別紙】に定める料金で提供するものとする。）

（相談、援助）

第16条　入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（機能訓練）

第17条　入所者の心身の状況等に応じて、入所者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

（社会生活上の適宜の供与等）

第18条　趣味、教養、娯楽設備等を整え、入所者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

２　１日当たりの標準的な日課は以下の通りとする。（個別支援計画により変更可能）

午前６時ごろ　　－起床
７時～９時　－朝食時間
９時　　－希望により入浴／リハビリ／クラブ活動その他
午後０時～２時　　－昼食時間
２時　　－希望により入浴／クラブ活動／リハビリ／外出
３時　　－おやつ
５時～７時　　－夕食時間
９時　　－自由時間、就寝

３　入所者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者が行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき、施設が代わって行うこと

ができる。
４　入所者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務を行う。
５　常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
６　入所者の外出の機会を確保するよう努める。

（介　護）
第19条　上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入所者の状態に合わせ、【地域密着型施設サービス計画】にそって提供するものとする。

（リネン交換）
第20条　毎週一回午前中に、居室のリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時に随時交換を行う。また、入所者のご希望や身体の状態に合わせて、医務室やリハビリとの連携の上、適切なベッドマットへの交換を、リネン交換日に合わせて行うこととする。

（理美容室サービス）
第21条　理美容師により、入所者の希望に合わせて【重要事項説明書　別紙】に定める料金にて提供することとする。

（健康保持）
第22条　医師又は看護職員は、常に入所者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

（栄養管理）
第23条　施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

（口腔衛生）
第 23 条の２　施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を年２回以上計画的に行うものとする。

（入院期間中の対応）
第24条　入所者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに３か月以内に退院できる見込みがある場合は、入所者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるように、入所者又は家族と協議して定めるものとする。

（緊急時の対応）

第25条　身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず２４時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

２　職員はナースコール等で入所者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

３　入所者が、予め緊急連絡先を契約時に届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

（利用料）

第26条　施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として【重要事項説明書　別紙】記載の利用料の１割（一定所得以上の場合は２割）相当分と居室及び食事代、入所者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとする。

２　理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、【重要事項説明書　別紙】記載の利用料とする。

３　入所者の選定に基づく特別な食費等追加的費用は、【重要事項説明書　別紙】記載の利用料とする。

４　特例地域密着型介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

５　利用料は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って１か月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。

６　施設の入所者は、月額利用料を翌月 20 日に自動口座振替で支払うものとする。

７　前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ることとする。

第６章　　施設利用にあたっての留意事項及び職員の義務

（自己選択の生活と共同生活への尊重）

第27条　入所者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

（外出及び外泊）

第28条　入所者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

（面　会）

第29条　入所者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

（健康留意）

第30条　入所者は努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は特別の理由がない限り、これを受診し、予防接種も受けるものとする。

（衛生保持）

第31条　入所者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

２　施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

（１）衛生知識の普及、伝達

（２）原則年２回の全館防虫防鼠消毒及び年１回の大掃除

（３）その他必要なこと

（感染症対策）

第32条　施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

（1）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３ケ月に１回以上開催する。ただし、必要に応じて随時開催できるものとする。

（2）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、前号の対策委員会にて随意見直すこと。

（3）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会を定期的に開催すること。

（4）職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（5）その他関係通知の遵守、徹底

（介護事故発生時の対応及び防止等）

第33条　入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、入所者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

２　事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

３　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

４　事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

５　事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するととも

に定期的な研修を行うものとする。

（施設内の禁止行為）

第34条　入所者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

（１）けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

（２）政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。

（３）指定した場所以外で火気を用いること。

（４）健康増進法の精神に則り、所定場所以外での喫煙をすること。

（５）施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

（６）故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

（秘密の保持）

第35条　施設は、業務上知り得た契約者、入所者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

２　職員は業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第７章　　非常災害対策

（災害、非常時への対応）

第36条　施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

２　施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び入所者が参加する消火、通報及び避難訓練(以下「防災訓練等」という。)を原則として少なくとも年２回は実施する。そのうち年１回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。

３　前項の防災訓練等を実施する際は、地域住民の参加が得られるよう努力するものとする。

４　入所者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

５　施設に設置される火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される機能を有するものとし、居室の全てにスプリンクラー装置を設置するものとする。

６　災害発生時においては、特に高齢の要援護者の受入に配慮するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 36 条の２　施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

第８章　　その他の運営についての重要事項

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 36 条の３　施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る（次条に規定する身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会と合同して開催することができるものとする。）

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（身体拘束等）

第37条　施設は、施設サービスの提供にあたって、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

２　前項の、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等について「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に記載し、家族に説明した上で文書による同意を得るものとする。

３　施設には、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。尚、この委員会は、前条に規定する虐待防止のための対策を検討する委員会と合同して開催することができるものとする。

４　身体拘束等の適正化に資するため、職員に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（褥瘡予防等）

第38条　施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。

（入退居）

第39条　施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定施設サービスを提供するものとする。

２　施設は、入居申込者の数が入居定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、石川県指定介護老人福祉施設入居指針に基づき、施設の入居検討委員会において入居希望者の入居順位を決定するものとする。

３　施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

４　施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。

５　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議するものとする。

６　施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行わなければならない。

７　施設は、入所者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

第40条　利用にあたっては、あらかじめ、入居申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書及び別紙を交付して説明を行い、入居申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

（サービス提供困難時の対応）

第41条　施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し、施設が適切なサービスを提供することが困難である場合は、適切な病院、診療所、介護老人福祉施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。

（施設・設備）

第42条　施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入所者と協議の上決定するものとする。

２　入所者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとす

る。
３　施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

（葬儀等）
第43条　死亡した入所者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長は、老人福祉法第 11 条 2 項の規定を準用し、関係市町と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

（苦情対応）
第44条　事業者は、提供した指定施設サービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
２　事業者は、前項の苦惰を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
３　事業者は、提供した指定施設サービスに関し、介護保険法第２３条の規定により金沢市が行う文書等の提出若しくは提示の依頼及びその他の調査等に協力するとともに、金沢市から指導又助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
４　事業者は、金沢市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告する。
５　事業者は、提供した指定施設サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が行う介護保険法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
６　事業者は、国保連からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国保連に報告する。

（認知症介護基礎研修の実施について）
第 44 条の２　施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（ハラスメント対応）
第 44 条の３　施設は、適切な指定施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（介護サービス情報の公表）
第45条　社会福祉法第 24 条等及び介護保険法に則り、市民が当法人の提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

第９章　　雑　　則

（委　任）

第46条　この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

（改　正）

第47条　この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人久楽会理事会の議決を経るものとする。

附　　則

１．この規程は、令和７年４月１日から施行する。